出入国在留管理政策懇談会第7回会合資料における補足説明

項番	資料頁等	項目	説明
1	資料①P7	在留資格の取消事由該当性の判断	改正入管法で追加された永住者の在留資格の取消事由を含め、在留資格の取消事由該当 性の判断に当たっては、事実の調査を行うほか、対象となっている外国人からも意見の 聴取を行い、事実関係を正確に把握した上で、判断することとなる。
2	資料①P9	大	改正入管法第22条の4第1項第8号及び第9号の取消事由に該当するものとして在留 資格を取り消された場合は、現行入管法第22条の4第7項の規定により、30日を超 えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定することとなる。 なお、当該期間を経過して本邦に残留した場合は、退去強制手続の対象となる。
3	資料②	日本国外において行う高度外国人材制度の広報活動	JETROにおいて積極的に周知活動を行っていることに加えて、在外公館のHPにて各制度の案内が行っているほか、諸外国の政府機関や民間団体等との打合せや、東京イミグレーション・フォーラムなどの機会を利用し、高度専門職に係る施策や取り組みについて広報をしている。